

平成30年度高知市公害対策審議会

議題：高知市公害防止条例施行規則の一部改正について

高知市役所
環境部環境保全課
H30.7.12(木)

目次

- 議題1 別表1の1例外規定について
 - 1-1 高知市公害防止条例の規制について
 - 1-2 コンビニエンスストア設置状況等調査結果
 - 1-3 他自治体の規制状況調査結果
 - 1-4 新改正案

- 議題2 別表4の2のただし書きの修正について
 - 2-1 新改正案

議題1 別表1の1例外規定について

- 1-1 高知市公害防止条例の規制について
- 1-2 コンビニエンスストア設置状況等調査結果
- 1-3 他自治体の規制状況調査結果
- 1-4 新改正案

1-1 高知市公害防止条例の規制対象と前回の審議案

〈工場等の規定〉

① 〈業種指定〉

別表1の1で規定する工場等(業の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの)

(前回の審議案) コンビニエンスストアを記載しない。

② 〈施設規制〉

別表1の2で規定する施設を有する業のもの(ただし、第1号から第5号までに掲げる施設については、使用する床面積の合計が50平方メートルを超えるもの)

コンビニエンスストアに設置している施設(赤字)

第1号 クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75kw以上のもの)

第2号 冷暖房機(原動機の定格出力が0.75kw以上のもの)

第3号 冷凍機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)

第4号 走行クレーン及び門型クレーン(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの)

第5号 重油バーナー(焼却能力が10L/h以上のもの)

第2号の冷暖房機でコンビニは規制対象となる場合がある。(0.75kwは10畳～12畳用 16.2～19.4m²)

1-2 コンビニエンスストア設置状況等調査結果

コンビニエンスストアの設置状況等についての照会結果

① 一般的なコンビニエンスストアの事業場床面積(売り場面積)

(平成10年公開 東京都の設置状況調査結果 全国FC加盟店協会サイトから引用)

売り場面積(m ²)	比率(%)
50~74及び150以上	—
100~149	41.4
75~99	31.2
50未満	8.8

全国展開しているコンビニにおいて、地域毎に売り場面積が大きく異なることは考えにくいため、概ね50m²を超えていると判断できる

1-2 コンビニエンスストア設置状況等調査結果

高知市におけるコンビニエンスストアの設置状況等照会結果

② 高知市内におけるコンビニエンスストアの店舗数

164件 (平成29年10月27日現在 高知市商工振興課に照会)

③ 高知市内におけるコンビニエンスストアの排水量

(高知市上下水道局お客さまサービス課 料金係に照会)

最大使用水量	最大使用水量
379 m ³ /2か月	約6 m ³ /日

< 50 m³/日

排水量と使用水量をほぼ同量と考え上記164件を対象に調査した結果、最大使用量は約6m³/日であった。なお、164件中96件は下水道に接続している。

排水水質については、排水量が規制基準(50m³/日)に満たないため、未調査

1-3 他自治体の規制状況調査結果

中核市等43市を対象に調査を依頼し、39市から回答があった(回答率:90.7%)

① 条例等の制定及び規制状況に係る項目

照会項目		回答市数(39市)	
問1	公害防止の為に条例等を制定しているか	有	29市
		無	10市
問2	工場等の公害防止にかかる独自規制があるか	有	21市
		無	8市
問3	工場等の規定根拠 (複数回答)	地域性を考慮	4市
		生活環境の保全	11市
		生活環境への負荷	13市
		苦情等の発生状況	1市
		環境汚染事例より	0市
		その他	3市
問4	どのような分類で規定しているか(複数回答)	産業分類	0市
		施設	15市
		業種	4市
		事業場	4市
		その他	3市
問5	規制の見直しを検討したことがあるか	有	8市
		社会情勢の変化への対応	5市
		無	13市

1-3 他自治体の規制状況調査結果

中核市等43市を対象に調査を依頼し、39市から回答があった(回答率:90.7%)

②コンビニエンスストアに係る項目

照会項目		回答市数(39市)	
問1	工場等として規制対象としているか	規制有	10市
		規制無	29市
		検討中	0市
問2	苦情発生状況(直近3年程度)	騒音	7件
		水質	1件

高知市と同様に、「日本標準産業分類小分類」で規定している自治体は、独自規制を行っている21市中0市だった。

10市は規制対象としているが、業種指定せず一定規模以上の施設を設置する事業場全般を規制対象としていた。

1-4 平成30年度審議案(資料③)

平成29年度の審議案

日本標準産業分類の改訂に伴い、「コンビニエンスストア」は業種指定しない

- <理由>
- ・ 改訂前は業種指定されていない
 - ・ 他の自治体での指定数が少ない
 - ・ 苦情がない

修正

他の自治体の照会もあったが、高知市のみで用いている日本標準産業分類の業種を用いる規制方法により

平成30年度の審議案

日本標準産業分類の改訂に伴い、「コンビニエンスストア」を業種指定する

- <理由>
- ・ 社会情勢を反映して改訂される日本標準産業分類において以前より業種指定していた「その他の飲食品小売業」に追加となった。
 - ・ 施設対象として、対象となる場合があった。

議題2 別表4の2のただし書きの修正について

- 2-1 平成30年度審議案
平成29年度審議案を修正(資料④及び資料⑤)

2-1 平成30年度審議案(資料④及び⑤)

平成29年度審議案

ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定するもの又は高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第35号)別表中1浦戸湾水域(2及び5に掲げるものを除く。)及び仁淀川水域(5に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び5浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。

修正

- ・引用元である「高知県清流保全条例」のタイトルを正確に明記
- ・公文書規定に則り、書き方の変更

平成30年度審議案

ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定するもの又は高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第35号)別表中1 浦戸湾水域(2及び5に掲げるものを除く。)に係る排水基準、3 仁淀川水域(5に掲げるものを除く。)に係る排水基準及び5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の各表に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。(文書法制課確認済)

2-1 平成30年度審議案(資料④)

平成29年度審議案

高知県清流保全条例（平成元年高知県条例第35号）別表中1 浦戸湾水域（2及び5に掲げるものを除く。）及び仁淀川水域（5に掲げるものを除く。）に係る排水基準及び5浦戸湾水域，仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものについてはP51～53を参照のこと。

修正

・不要のため参考資料の説明書き削除

平成30年度審議案

削除